○国土交通省告示第七百号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第十二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部を改正する告示

道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成十九年国土交通省告示第八百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準	道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準
第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第三十六条第十二項（同令第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が指定する自動車は、次の各号に掲げるものとする。	**第一条**　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下単に「施行規則」という。）第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第八十三条の適用を受ける自動車とする。（新設）
一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第五条第一項第一号の適用を受ける自動車（完成検査終了証の提出（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）があるものを除く。）	（新設）
二　細目告示第八十三条第一項第一号の適用を受ける自動車	（新設）
三　細目告示第百六十一条第二項第三号の適用を受ける自動車	（新設）
四　細目告示第百六十一条第二項第四号の適用を受ける自動車	（新設）
第二条　施行規則第三十七条の二第一項及び第三十七条の二の二第三項の国土交通大臣が指定する自動車は、細目告示第百六十一条第二項第三号の適用を受ける自動車とする。	（新設）

第三条　施行規則第三十八条第九項の国土交通大臣が指定する自動車は、細目告示第百六十一条第二項第二号の適用を受ける自動車とする。

第四条　施行規則第三十六条第十二項（同令第三十七条の二第一項、第三十七条の二の二第三項、第三十八条第九項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が指定する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）において自動車の提示のみによっては基準適合性審査を行うことが困難なものとして独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十三条に基づく事務規程において機構が定める基準（第一条第三号に掲げる自動車にあっては細目告示第百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第一条第四号に掲げる自動車にあっては細目告示第百六十一条第二項第四号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第二条に規定する自動車にあっては細目告示第百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第三条に規定する自動車にあっては細目告示第百六十一条第二項第二号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限る。）

二　軽自動車検査協会（以下「協会」という。）において自動車の提示のみによっては基準適合性審査を行うことが困難なものとして法第七十六条の三十に基づく検査事務規程において協会が定める基準（第一条第三号に掲げる自動車にあっては細目告示第百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第一条第四号に掲げる自動車にあっては細目告示第百六十一条第二項第四号に掲げる自動車の部分に適用される

（新設）

第二条　施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する基準は、次のとおりとする。

一　独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十三条に基づく事務規程において、書面の提示が必要なものとして独立行政法人自動車技術総合機構が定める基準

二　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の三十に基づく検査事務規程において、書面の提示が必要なものとして軽自動車検査協会が定める基準